地域子ども育成リーダー研修会参加者募集
～郷土愛を持った心豊かな「あきる野っ子」を育てよう～

「地域子ども育成リーダー」研修会（全2回）の参加者を募集します。研修会参加者は、地域子ども育成リーダーとして登録され、子どもの見守り活動、経験や知識などを生かした学習、スポーツ、文化活動、郷土芸能の指導やイベントなどを行います。

▽**日時・研修科目**
●第1回目…5月31日㈬　午後7時～9時　①「こどもを取り巻く環境の理解」②「こどもとの接し方」
●第2回目…6月5日㈪　午後7時～9時　③「こども支援論」④「こどもの理解」
▽**参加方法**　対面（市役所5階503会議室）かオンライン
▽**講師**　白梅学園大学所属講師
▽**対象**　子ども・子育て支援に意欲・関心のある方や、地域で子どもの育成に関わっている方など、自ら子ども育成リーダーとして活動できる20歳以上の方
※登録期間は3年（期間中に市主催の研修を修了した方は、更新可）
▽**定員**　50人程度
▽**費用**　無料
▽**申込み方法**　5月15日㈪までに電子申請か窓口で申し込んでください。
※オンライン参加の方は、子育て応援サイトるのキッズに掲載の注意事項を必ず確認してください。
▽**申込み・問合せ**　子ども政策課子ども政策係（直通518・7854）

電子申請

あきる野市子どもの学習・生活支援事業参加者募集

個人の学力に応じた学習支援や安心して気軽に集まれる居場所づくり、お子さんと保護者の相談支援などを通じて、子どもの「学習」と「生活」を総合的に支援する事業を行います。
▽**期間**　6月上旬頃から令和6年3月まで（全35回予定）
▽**対象**　市内在住・在学の小学5・6年生、中学生
▽**実施場所・実施日・定員**　表のとおり（祝日は除く）
▽**費用**　無料
▽**締切り**　5月12日㈮（消印有効）まで
▽**申込案内・申込書**　子ども政策課、子ども家庭支援センター、生活福祉課、教育総務課、五日市出張所で配布しています。
※市ホームページからもダウンロードできます。
▽**その他**　定員を超えた場合は、申込書の内容で参加者を決定しますので、希望に添えない場合があります。
▽**申込み・問合せ**　子ども政策課子ども政策係（二宮350、直通518・7854）

表

実施場所	実施日	定員
あきる野市役所（別館）	木曜日	小学5・6年生　15人 中学生　30人
御堂会館	金曜日	小学5・6年生　10人 中学生　15人
五日市地域交流センター	火曜日	小学5・6年生　10人 中学生　15人
五日市ファインプラザ	月曜日	小学5・6年生　10人 中学生　15人

令和5年度から固定資産税・都市計画税と軽自動車税（種別割）の支払いにeL-QRが利用できます

eL-QR（地方税統一QRコード）が付いた納付書の場合、これまでの税の支払い方法に加え、全国の対象金融機関窓口での支払い、地方税お支払いサイトを通じてのクレジットカード、口座からの支払い、対象スマートフォン決済アプリでの支払いが可能となります。
▽**対象税目**　固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）
▽**その他**
●eL-QRが印字されていない納付書では納付できません。
●地方税お支払いサイト、スマートフォン決済アプリご利用の場合は、領収証書が発行されません。
●地方税お支払いサイト、各社スマートフォン決済アプリにアクセスし、注意事項を確認の上、ご利用ください。
▽**問合せ**　徴税課徴税係

地方税お支払いサイト

5月12日は民生委員・児童委員の日

迷い人捜索訓練の様子

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱をされた非常勤の地方公務員です。委員の自宅には、「東京都民生委員・児童委員」の門標が掲げてあります（民生委員・児童委員には、守秘義務があります）。各地域を担当する委員は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

民生委員・児童委員とは

各担当地域で福祉に関する相談に応じるなど、地域住民と関係行政機関とのつなぎ役として、安心して住み続けられるまちづくりに努め、活動しています。
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱をされた非常

民生委員・児童委員の主な活動

●高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけを行っています。
●医療や介護の悩み、妊娠や子育ての不安、失業や経済的困窮による心配事など、様々な相談に応じています。
●様々な相談に対応できるように、勉強会や関連施設の視察研修を行っています。
●主任児童委員は子どもに関する支援を専門的に担当しています。地域担当の民生委員・児童委員と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動に取り組んでいます。

民生児童委員協議会の啓発活動

ポケットティッシュ、ばんそうこうなどの配布を行います。
▽**場所・日時**
●いなげやあきる野雨間店…5月17日㈬　午前10時～午後3時
●スーパーアルプスあきる野店…5月18日㈭　午前10時～午後3時
●あきる野市役所…5月17日㈬・18日㈭　午前10時～午後3時
●いなげやina21五日市店…5月17日㈬・18日㈭　午前10時～午後3時
▽**問合せ**　福祉総務課福祉総務係（直通518・7250）

市民税・都民税納税通知書等・軽自動車税（種別割）納税通知書を送付します

課税証明書・非課税証明書の発行日が異なります。
●給与特別徴収の方…5月10日㈬以降
●普通徴収、年金特別徴収、普通徴収・特別徴収両方の方…6月9日㈮以降
※勤め先から給与支払報告書の提出や、本人からの確定申告または市・都民税申告書の提出が無いなど、課税資料の登録が無い場合は、課税証明書・非課税証明書の発行はできません。

給与から引き落とし（給与特別徴収）の方

▽**発送日**　5月10日㈬
※市から事業主宛てに送付しますので、勤務先などから税額決定通知書を受領してください。

納付書払い・口座振替（普通徴収）の方、年金から引き落とし（年金特別徴収）の方

▽**発送日**　6月9日㈮
※市から各個人に送付しますので、支払方法などを確認してください（非課税の方には、送付しません）。

課税証明書・非課税証明書の発行

▽**発行日**　課税の方法により、

令和5年度の軽自動車税（種別割）納税通知書の送付

4月1日（賦課期日）現在、原動機付自転車や軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に送付します。
▽**発送日**　5月1日㈪

▽**問合せ**　課税課市民税係（直通558・1682）

障がいがある方などの軽自動車税（種別割）の減免

障がいがある方のために使用する軽自動車などの税金は、障がいの等級など一定の要件を満たした場合、申請することで減免（全額免除）となります。詳しくは、お問い合わせください。
▽**期日**　5月31日㈬まで
▽**場所**　課税課市民税係
▽**持ち物**　軽自動車税（種別割）納税通知書、交付を受けている手帳、運転免許証（減免を受ける軽自動車などを運転される方のもの）
▽**その他**　減免は、障がい者1人につき1台（普通自動車などで減免を受けている方は受けられません）。
▽**問合せ**　課税課市民税係（直通558・1682）